

Atlas パートナー基本約款

以下の条件（以下「本約款」という）及び適用されるパートナー特別条件は、ポータルの使用並びに1つ又は複数の注文概要に基づいてパートナーが注文した製品及びサービスのマーケティング、再販及び/又は提供について規定するものである。パートナーはAtlasアカウントを作成する前に、本約款を読まなければならない。同意のチェックボックスにチェックを入れてAtlasアカウントを作成することにより、パートナーは本約款の条件に拘束されることに同意したものとみなされる。本約款の条件に同意しない場合、製品をマーケティング、再販若しくは提供し、Atlasアカウントを作成し、又は注文することは許可されない。

同意のチェックボックスにチェックを入れることにより、申込者は作成したAtlasアカウントに記載された組織（以下「パートナー」という）を代表して本約款を承諾し、グローバルサインとの本約款の条件にパートナーを拘束する正当な権限を有することを表明し、保証するものとする。

1. 定義

管理者：パートナーのAtlasアカウントに登録されており、パートナーの代表として各種機能を実行し、他のユーザーを割り当てる権限を持つユーザーをいう。

関連企業：本約款の当事者を直接又は間接的に支配下におくか、その支配下におかれている、又はその共通の支配下におかれている組織をいう。

Atlasアカウント：ポータルを使用するため、パートナーがAtlasで作成したアカウントをいう。

証明書：デジタル署名によってある公開鍵とある本人確認情報との間を紐づける電子文書、すなわち電子証明書をいう。

CPS：グローバルサインの認証業務運用規程をいう。<https://jp.globalsign.com/repository/>にて公開されており、随時更新される。

顧客：サブアカウントを所持するパートナーの顧客をいう。

eIDAS 規則 (eIDAS)：域内市場における電子取引のための電子識別子及びトラストサービス並びに指令 1999/93/EC の廃止に関する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 910/2014 (欧州)。

超過単価：注文書に記載された製品の割当量をパートナーが超過した場合や、製品の契約期間終了後も製品の注文を継続した場合の製品単位ごとの料金。「超過料金」ともいう。

グローバルサイン：パートナーが Atlas アカウントを作成したときに指定されたグローバルサインの契約主体をいう。

業界標準：(a) CA/Browser Forum が採用する要件又はガイドライン、(b) アプリケーションソフトウェアベンダーが採用する Trusted root store にグローバルサインが含まれるための要件、(c) eIDAS 規制（適用される場合のみ）を含むがこれに限定されないその他の適用される規制又は準規制標準の何れかに該当するものをいう。

注文概要：パートナーが購入した製品及びサービス、特定の製品機能、割当量並びに支払うべき料金が記載されているパートナーが受入れた文書で、それぞれが本約款に準拠した個別の購入であることを表しているものをいう。

パートナー製品パック：パートナーが注文した製品パック。製品期間中、パートナーはパートナー製品パックの割当量の範囲内でサブアカウント製品パックを作成し、1社又はそれ以上の顧客又はサブリセラーに再販することができる。

パートナー特別条件：本約款に添付された別紙詳細には、ポータルでパートナーに提供されるパートナータイプの役割及び権限に基づき、パートナーに適用される追加の契約条項が含まれている。

パートナータイプ：パートナーのカテゴリ（例：リセラー、サービスプロバイダ等）には、ポータルでパートナーに提供される特定の特典及び権限が含まれる。特定のパートナータイプには、パートナー特別条件が適用される場合がある。

ポータル：グローバルサインが提供する製品及びサービスの管理を容易にするためのアカウント管理及び注文ツールを提供する本サービスのポータルサイトをいう。ポータルには、有効に機能する証明書ライフサイクル管理（CLM）ツールである Atlas Discovery も含まれる。

製品：注文概要に記載されたパートナーが購入した製品であり、これには署名、取引、証明書、タイムスタンプ及び OV 証明書 ID が含まれる場合がある。製品には、パートナーが購入するオプションのアドオン機能又は商品も含まれる。

製品パック：割当量の範囲内で注文された製品であり、製品期間中に使用することができるものをいう。製品パックは、パートナー製品パック又はサブアカウント製品パックの何れかである場合がある。

製品期間：注文概要に記載されている月単位の期間であり、その間、パートナーは購入した製品を顧客又はサブリセラーに再販又は提供することができる。

製品期間開始日：製品期間の開始日をいう。サービスである場合は、サービスが有効化された日が製品期

間開始日となる。

割当量：注文概要に記載された、製品パック内で利用可能な製品の合計数量をいう。

リセラー：パートナータイプの一つであり、製品を自ら消費又は使用するのではなく、販売するために購入するものをいう。

サービス：注文概要に記載されている、パートナーが注文した、製品を含むホスティングサービスをいう。

サービスクレデンシャル：API クレデンシャル、mTLS 証明書又は ACME MAC キー等のサービスにアクセスするためにグローバルサインが顧客又はサービスプロバイダに提供するあらゆる形式のクレデンシャルをいう。

サービスプロバイダ：パートナータイプの一つであり、製品やサービスを自社のオファリングに組み込むことで、バリュープロポジションを強化するものをいう。

サービス詳細：パートナータイプに応じて、パートナーが注文した特定の製品又はサービスに適用される追加の契約条件をいう。

サブリセラー：パートナーによって選任され、サブアカウントを持つリセラーをいう。

サブアカウント：パートナーの Atlas アカウントの下で、顧客又はサブリセラー向けに作成された Atlas アカウントであり、役割と権限の範囲が限定されている。

サブアカウント製品パック：パートナーが顧客又はサブリセラーに販売する製品パック。サブアカウント製品パックは、パートナー製品パックとは異なる製品期間を持つ場合がある。

サブジェクト：証明書にサブジェクトとして記載される個人、デバイス、システム、設備又は法人をいう。サブジェクトがデバイス又はシステムの場合は、利用者の管理下になければならない。

利用者：証明書の発行を受ける個人又は法人であり、利用約款により法的に拘束されるものをいう。証明書発行前、利用者は「申請者」と呼ばれる。デバイスに発行された証明書の場合、利用者/申請者は、証明書に記載されたデバイスを管理又は運営する主体であり、デバイスが実際の証明書要求を送信している場合も同様である。

グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（利用約款）：CA と利用者の間の契約のこと。当事者の権利と責任を規定し、<https://jp.globalsign.com/repository/>に掲載され、隨時更新される。

地域：パートナーが製品のマーケティング及び再販又は提供を許可されている、下記の表に示された地域をいう。

テスト製品：パートナーが評価又は試用目的のみに使用するために提供される、信頼性が保証されていない、又は本番環境用ではない製品のバージョンをいう。これには、概念実証、ベータ版その他のテストが含まれ、パートナーには無償で提供される場合がある。

TPS：認定タイムスタンプ byGMO サービスピリシー及び運用規程を意味し、<https://jp.globalsign.com/repository/index-ats.html> で入手可能であり、随時更新される。

試用製品：パートナーが評価目的で使用するために提供される、本番環境対応済みバージョンの製品をいう。これは、無償で提供される場合がある。

本約款又はサービス詳細で使用され、本約款内で別段定義されていない用語は、該当する CPS、利用約款又は TPS に規定されている意味を持つものとする。

2. ライセンス、ポータルの使用

グローバルサインは、本約款及び該当するパートナー特別条件に従い、(i) テリトリー内の顧客に対して製品をマーケティング及び提供し、かつ(ii) サブリセラーを選任するために、パートナーを非独占的なパートナーとして選任する。パートナーは、グローバルサインの事前の書面による承諾なしに、地域外の国に所在する顧客に対して製品をマーケティング又は提供してはならない。パートナーが事前の書面による承諾なしに地域外で製品をマーケティング又は提供した場合、それは本約款の重大な違反となる。

グローバルサイン契約主体	地域
GMO グローバルサイン株式会社	日本
GMO GlobalSign Ltd	イギリス、EU、アフリカ
GMO GlobalSign NV	イギリス、EU、アフリカ
GMO GlobalSign, Inc. (US)	北アメリカ及び南アメリカ
GMO GlobalSign Pte Ltd	アジア太平洋、韓国、台湾
GMO GlobalSign Inc. (フィリピン)	フィリピン
GMO GlobalSign Certificate Services Pvt Ltd	インド、中東
GMO GlobalSign China Co., Ltd.	中国
GMO GlobalSign Russia LLC	ロシア、独立国家共同体
GMO GlobalSign Solutions in Technology S/A	ブラジル
GMO GlobalSign FZ LLC	湾岸諸国

パートナーが製品又はサービスを自社の内部利用目的で使用する場合、その利用は、<https://jp.globalsign.com/repository/> に掲載されている、グローバルサインの Atlas サービス基本約款 (MSA) の条件に従うものとする。

パートナーがサービスプロバイダとしてサービスを利用する場合には、MSA ではなく、パートナー特別条件及び該当するサービス詳細の条件が適用される。

2.1 ポータルの使用

本サービスに関連して、パートナーは Atlas アカウントを作成した後、ポータルにアクセスすることができる。ポータルにおいて管理者は、製品の購入、販売見積もりの受理、ID の要求又はサービスクレデンシャルの取得等の機能を実行することができる。また、本ポータルは、サービス案内その他メッセージ等、グローバルサインから特定の通信を提供する場合がある。パートナーは、パートナーが保有するサービスクレデンシャルの機密性を維持する責任を負い、パートナーの Atlas アカウントで発生する全ての活動に対して全責任を負うものとする。パートナーは、(a) サービス資格情報の不正使用その他のセキュリティ違反があった場合、直ちにグローバルサインの atlas-support-jp@globalsign.com まで通知し、かつ (b) 各セッション終了時に Atlas アカウントから確実にログアウトしなければならない。グローバルサインは、パートナーが 1 年以上取引を行わなかった場合、パートナーの Atlas アカウント及び/又はポータルへのアクセスを無効化又は削除することができる。

3. 使用上の制限

パートナーは、以下の行為を行ってはならない。(a) 製品、サービス又はその構成要素の複製、修正又は派生物の作成、(b) 本約款及びパートナー特別条件で許可された場合を除き、ホスト、タイムシェア、レンタル、リース、販売、再販、譲渡、ライセンス、サブライセンス、譲渡、提供その他の方法により、第三者に対してサービス（製品を含む）を提供すること、(c) 本製品又はサービスのソースコードを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法で発見しようとすること、(d) 本サービスを使用して侵害物や違法物、ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬その他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント、プログラムを送信又は保存すること、又は(e) 本約款で認められた場合並びに全ての適用される業界標準、法律及び規制を遵守する場合以外の方法で、本サービスを利用すること。

4. 顧客及びサブリセラーとの契約について

製品及びサービスは、グローバルサインの適用される利用規約に従って、顧客及びサブリセラーに提供される。パートナーは、(i) グローバルサインがポータルを通じて提供する利用規約を使用する方法、又は(ii) パートナーが顧客及び/又はサブリセラーと独自に契約を締結し、その契約に <https://jp.globalsign.com/repository/> に掲載されている「エンドユーザー向けサブアカウント利用規約」（隨時更新される可能性あり）と実質的に同等の条件を含める方法の何れかの方法で、各顧客及び/又はサブリセラーが、利用規約にアクセスし、同意することを保証しなければならない。顧客及び/又はサブリセラーがパブリックに信頼される証明書を要求する場合、エンドユーザー向けサブアカウント利用規約には利用約款及び CPS も含まれる。パートナーは、顧客及びサブリセラーに対して利用規約を遵守させる責任を負う。本第 4 条の遵守状況を確認するため、グローバルサインは、合理的な裁量により、パートナーに対してその顧客との締結済みの契約書の写しの提出を求めることがある。パートナーがサブリセラーを選任する場合、(i) 本契約と同等以上にグローバルサインを保護する条件を含み、かつ(ii) サブリセラーが本第 4 条の条件をその最終顧客に対しても適用するよう義務付ける契約を、サブリセラーと

締結しなければならない。

5. テスト又は試用製品

本第 5 条の条件は、パートナーがテスト製品又は試用製品を使用する権利を付与された場合に適用される。

5.1 試用製品

試用製品は、パートナーが製品又はサービスを評価するために利用することを目的として提供されるものである。パートナーによる試用製品の使用権は、(a) パートナーの製品パック内の試用製品の数が尽きた日、又は(b) グローバルサインがパートナーの試用製品の使用権を終了させた日（グローバルサインがいつでも自己の裁量で行うことができる）の何れか早い時点で直ちに終了する。

5.2 テスト製品

パートナーは、非本番のテスト環境において、パートナーの内部評価及びサービスの相互運用性テストを目的としてのみ、試用目的で提供されるテスト製品を使用することができる。

テスト製品を利用するパートナーの権利は、(a) 製品パック内の製品の使用回数が尽きた日、(b) 製品期間の満了日、又は(c) グローバルサインがパートナーのテスト製品を利用する権利を終了させた日（グローバルサインがいつでも自己の裁量で行うことができる）の何れか早い時点で直ちに終了する。

5.3 テスト製品又は試用製品に関する保証の免責事項

パートナーは、テスト製品又は試用製品が、評価又はテストのみの目的で提供されることを確認するものとする。テスト製品及び試用製品は、CPS 又は TPS (<https://jp.globalsign.com/repository/>) に定めがある場合を除き、「現状のまま」提供され、如何なる保証も行わない。グローバルサインは、適用される法律で認められる最大の範囲内において、テスト製品又は試用製品、パートナーによるテスト製品又は試用製品の使用又は使用不能、その使用結果、及び本約款に関する、商品性、特定目的への適合性又は非侵害の保証を含むがこれに限定されない、明示又は默示のあらゆる種類の表明及び保証を明確に否認する。

5.4 テスト製品及び試用製品に関する責任の制限

グローバルサインは、理由の如何を問わずテスト製品又は試用製品の使用又は動作不良から生じる、直接的、間接的、結果的又は特別な損害を含むがこれに限定されない、如何なる請求、要求又は損害についても、係る行為が過失を含むがこれに限定されない、契約、不法行為その他如何なる根拠に基づくかどうかに関わらず、パートナー又は如何なる第三者に対しても責任を負わない。

6. 製品パック、料金、支払い

6.1 製品パック、超過単価

パートナーは、サブアカウント製品パックを顧客及びサブリセラーに提供することができる。全ての製品パックは、適用される製品期間の終了時に失効する。製品パックに含まれる未使用の製品に対する減額又は返金は行われない。製品期間の終了後も本製品の再販売を継続したい場合、又は利用可能枠を超過した

場合、パートナーは新しい製品パックを注文するか、又は製品を超過単価で個別に注文することができる。グローバルサインは、製品期間終了日から1年経過後、いつでも超過単価を調整する権利を有する。

6.2 料金、支払い

パートナーは、注文概要に記載された製品及び/又はサービスの料金を、グローバルサインが認める方法で、グローバルサインに支払うことに同意するものとする。パートナーは、該当する顧客又はサブリセラーからの支払いの有無にかかわらず、注文概要に記載された全ての金額を支払わなければならない。

6.2.1 各製品期間開始日に、パートナーは、グローバルサインに、クレジットカードで支払う場合は有効で最新かつ完全なクレジットカード情報を、又は該当する場合はグローバルサインが認める注文情報を提供するものとする。パートナーがグローバルサインにクレジットカード情報を提供した場合、パートナーは、支払うべき料金をグローバルサインが当該クレジットカードを通じて受領することを承認するものとする。パートナーがグローバルサインに注文情報を提供し、及び/又は請求書による支払いを選択した場合、グローバルサインは注文した製品に関して支払うべき料金をパートナーに請求する。

グローバルサインは、(i) 初回注文については注文概要に記載された合計金額をパートナーが承諾した日（以下「発効日」という）に、(ii) その後の注文については、注文概要に記載された合計金額を注文日に、パートナーに対して請求を行う。また、グローバルサインは、注文概要に記載された請求周期に従って、発生する料金をパートナーに請求するかパートナーのクレジットカード（該当する場合）に請求する。

パートナーが製品を個別に注文する場合（製品期間終了後又は従量課金制での注文を含む）、グローバルサインは、注文概要に記載された超過単価に基づき、月次の後払いでパートナーに請求を行う。

6.2.2 全ての支払いは、注文概要に記載された通貨で支払われ、注文概要に別段の定めがない限り、請求書の日付の翌月末日が支払期限となる。グローバルサインのサービス及び製品の見積価格は、あらゆる税金や関税を除いたものである。係る税金や関税が課せられる場合、請求書に追記される。グローバルサインがパートナーから支払いを受けることによって課される所得税を除き、本約款の実行又は履行に関連する税金、手数料及び類似の納付金はパートナーが支払うものとする。

6.2.3 未決済の請求金額が期日までにグローバルサインに支払われない場合、グローバルサインの他の権利又は救済手段を制限することなく、これらの料金には、月毎に未払い残高の1.5%、又は法律で認められた最大利率の何れか低い方の利率で遅延利息が発生し、グローバルサインは全額支払われるまで通知なしにポータル又はサービスに対するパートナーのアクセスを停止又は制限し、かつ、既に発行された証明書を失効することができる。パートナーは、適用される請求書の日付から30日以内に、料金に関する異議をグローバルサインに通知しなければならず、そうしなければ係る請求書は受理されたものとみなされる。

7. 期間、終了

本約款に基づく契約の期間は、発効日に始まり、本約款に定めるところにより早期に終了しない限り1年

間継続するものとする。本約款に基づく契約の期間は、何れかの当事者が現在の契約期間の終了日の少なくとも 60 日前までに書面による終了通知を相手方に行わない限り、自動的に同一の条件で、さらに 1 年間更新されるものとする。

7.1 終了

7.1.1 何れかの当事者による終了：何れかの当事者は、次の何れかの事由が発生した場合には、書面による通知により本約款に基づく契約を即時に終了することができる。(a) 相手方が第 10 条（機密保持）に違反した場合、(b) 相手方が破産申請、事業停止又は清算を行った場合、(c) 不可抗力事由の結果として、30 日以上の期間にわたり本約款又はサービス詳細に基づく義務の重要な部分を履行できない場合。

7.1.2 グローバルサインによる終了：次の何れかの事由に該当する場合には、グローバルサインはパートナーに書面で通知することにより、本約款に基づく契約を終了することができる。(a) パートナーが本約款に重大な違反をし、その違反がグローバルサインによる通知を受けた後 30 日間継続した場合、又は(b) パートナーに対して 90 日以上前に書面による通知を行った場合。但し、パートナーが第 2 条、第 9 条 1 項若しくは第 11 条 1 項に違反した場合、又はサービス若しくはグローバルサインに対してセキュリティ上若しくはコンプライアンス上のリスクをもたらすと合理的に判断した場合、書面による通知をもって本約款に基づく契約を即時に終了することができるものとする。

8. 終了の効果

本約款に基づく契約の解除又は期間満了による終了に伴い、本約款に基づく当事者の全ての権利、ライセンス及び義務は、直ちに終了する。但し、リセラーの顧客は、リセラーが本約款に違反しておらず、かつ該当する顧客がその顧客契約に違反していない限り、終了前に購入された製品パックを引き続き使用することができる。本約款第 1 条、第 6 条 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条から第 16 条まで及び第 19 条並びに該当するサービス詳細内の該当する監査権についての規定は、本約款に基づく契約の期間満了又は解除による終了後も存続する。

9. 保証と免責事項

9.1 法律の遵守

各当事者は、グローバルサインによるサービス又は製品の提供及び/又は使用に適用される全ての国、地方公共団体及び地域の法律及び規制を遵守することを保証するものとする。各当事者は、適用される国の機関又は当局の制裁法、輸出入法、制限、国家安全保障管理及び規制（以下、総称して「法令」という）を自らの費用負担で遵守しなければならない。各当事者は、法令に基づく経済制裁その他の制限の対象に指定されていないこと、及び法令に基づく経済制裁の対象に指定され、又はその他の制限を受ける個人又は団体が係る当事者の 50% 以上の権利を所有しておらず、かつ、直接的又は間接的に係る当事者の支配下にないことを保証する。係る保証は性質上継続するものであり、各当事者は、この保証に影響を与える変更があった場合には、直ちに相手方当事者に通知するものとする。何れの当事者も、法令に違反し、又は必要なライセンス若しくは承諾なしに、本サービス、本約款に基づき取得し若しくは知り得たその他の

製品若しくは技術若しくは情報、又はその複製物若しくは直接製品を輸入若しくは輸出若しくは再輸出し、又は輸出若しくは再輸出を許可してはならない。

9.2 権限

各当事者は、その組織の管轄区域の法律の下で有効に存続し、良好な状態にあり、本約款に基づく契約を締結する権限を有すること、並びに本約款が当該当事者によって正当に作成及び交付され、当該当事者の有効かつ拘束力のある義務となることを保証する。

9.3 個人情報

パートナーは、顧客に製品又はサービスを提供するために必要な情報をグローバルサインに提供することがある。これには個人データが含まれる場合がある。パートナーは、グローバルサインに提供する情報、その情報の利用方法について顧客に通知し、グローバルサインが <https://jp.globalsign.com/repository/> に掲載されているプライバシーポリシーに従って当該情報を収集、転送及び利用するために必要な同意を取得するものとする。パートナーは、(i) パートナーがグローバルサインに提供する個人情報その他の情報を提供するために必要な権利を有し、(ii) 当該情報を提供することが、適用されるデータプライバシー法、契約又はプライバシーポリシーに違反しないことを保証するものとする。グローバルサインのデータ処理に関する補遺 (DPA) (<https://www.globalsign.com/en/repository/GlobalSign-DPA.pdf>) の条項は、参照されることによって本約款に組み込まれ、グローバルサインが DPA で定義されるパートナー及び顧客の個人データを処理する限りにおいて適用されるものとする。

9.4 その他の非保証

利用約款又は CPS に別に定められている場合を除き、また適用される法律で認められる最大限の範囲において、グローバルサイン、その関連企業並びにそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員及び代理人は、本約款で提供又は予定されるサービス、製品、第三者製品、証明書、ソフトウェア、文書その他サービスに関する使用、配信、ライセンス、性能若しくは非性能、又は使用若しくは使用できないことに関して明示又は默示の他の全ての保証を否認する。グローバルサイン、その関連企業及びそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員並びに代理人は、商品性、特定目的への適合性又は非侵害の保証を含むがこれに限定されない、明示又は默示のあらゆる種類の表明及び保証を明示的に否認する。グローバルサインは、サービス又は製品が中断されないこと又はエラーがないことを保証しない。

10. 機密保持

「機密情報」とは、一方の当事者（以下「受領当事者」という）が他方の当事者（以下「開示当事者」という）から提供され、又は利用できるようにされた全ての情報を意味する。機密情報には、発明、技術、戦略、企業秘密、カスタマー及びサプライヤーリスト、製品設計及び価格情報、プロセス、方式、事業計画、雇用主及びカスタマー情報、従業員データ、製品ライセンス計画、予算及び財務及び財務計画、生産計画及びプロトコル、技術インフラ、並びに情報セキュリティシステム及び方針及び慣行、技術及びデータ及び方法その他その性質から通常非公開情報と考えられるあらゆる情報を含むが、これに限定されないものとする。機密情報は、開示当事者の施設にアクセスした結果得られる又は開発される可能性のあるあらゆる情報及び開示当事者、その機密情報に関する受領当事者又はその取締役若しくは役員若しくは

社員若しくは代理人若しくは顧問（総称して、当該当事者の「代表者」）が作成した全てのメモ、レポート、評価資料、分析又は研究を含み、書面、電子又は口頭の形式で受領当事者に伝達される場合がある。

受領当事者は、受領当事者が同様の性質を有する自らの機密情報を保護するのと同程度の注意（但し、合理的な注意の程度を下回らないものとする）をもって、当該機密情報の不正な使用、普及、開示又は公表を防止し、その従業員、役員、代理人及び請負人が機密情報を保護することを保証し、また、係る機密情報を保護するものとする。受領当事者は、当該機密情報を知る必要があり、ここに含まれるものと少なくとも同程度に制限された守秘義務の下にある、その関連企業、その各従業員及び顧問にのみ、機密情報を開示することができる。また、グローバルサインは、適切な機密保持条項に従い、適用される業界標準の下でその義務を果たすために必要とされる場合には、機密情報を開示することができる。受領した機密情報は、本約款の目的を達成するためにのみ使用することができる。受領当事者又はその各関連企業が、召喚状、裁判所の命令若しくはその類似の手続き、又は適用される政府規制によって機密情報の開示を要求された場合、受領当事者は、開示当事者が選択した場合に必要な保護命令又は手続きを得られるよう、当該要請又は義務の通知を開示当事者に迅速に提供することに同意する。

前述の守秘義務は、以下の機密情報には適用されない。(a) 受領当事者の過失又は違反なく、現在又はその後一般的に入手可能となったもの、(b) 受領当事者が有形的記録をもって開示がされる以前に了知していたもの、(c) 開示当事者の機密情報を使用することなく受領当事者が独自に開発したもの、(d) 譲渡又は開示する権利を有する第三者から受領当事者が守秘義務なしに正当に入手したもの、(e) 法の運用により開示されたもの、又は (f) 開示当事者の書面による事前承諾により受領当事者が開示するもの。

本約款に基づく契約が終了した場合、受領当事者は、開示当事者の要求に応じて、開示当事者の機密情報を返却又は破棄するものとする。受領当事者は、法律、コンプライアンス及び/又は文書保管の要件を遵守するために必要な範囲で、開示当事者の機密情報の写しを保管することができるものとする。このように保管された機密情報は、本約款に基づく契約の終了に関わらず、本条に含まれる義務及び制限の対象となり、受領当事者は、保管する機密情報を他の目的に使用しないものとする。

11. 権利の帰属、ロゴ・商標及びURLの使用

本約款で明示的に付与された権利を除き、本サービス、製品、API及びポータルに関する全ての権利、権限及び利益はグローバルサインが独占的に所有する。グローバルサインは、本サービス及び本約款の目的のためにグローバルサインが作成、使用又は提供するその他全ての製品、ソフトウェア、文書、作品その他知的財産並びにそれらの全ての修正、改良及び派生作品に対する全ての権利、権限及び利益を保持する。

11.1 各当事者は、本約款に基づく契約の期間中、相手方の企業ロゴ、商号、商標、URL及び製品名（以下「名称等」という）を、自社ウェブサイト上で製品の提供者/販売者として掲載し、製品を宣伝する目的で使用するための限定的なライセンスを相手方に付与する。パートナーがグローバルサインの商号を使用する際は、グローバルサインが別途提供する「GMO グローバルサイン ブランドガイドライン」に従うものとする。何れかの当事者は、相手方に合理的な通知を行うことで、いつでもこの限定的なライセンスを終了する権利を有する。

ンスを撤回することができる。本条において付与された権利を除き、何れの当事者も相手方の名称等に関する如何なる権利も有しないものとする。

パートナーは、(i) グローバルサインの名称等を自己のものとして使用若しくは登録、又は登録を試みること、(ii) グローバルサインの名称等と混同を招くおそれのある商号、ロゴ、マーク、ドメイン名その他識別子を使用若しくは登録、又は登録を試みること、(iii) グローバルサインを誹謗中傷したり、誤解を招いたりするような方法でグローバルサインの名称等を使用すること、又は(iv) 本約款で明示的に許可されていない方法でグローバルサインの名称を使用することを行ってはならない。

11.2 パートナーは、顧客を支援するために、自己の費用負担で、グローバルサインのマーケティング資料及びサポート文書を、対象地域内の他の言語に翻訳することができる。グローバルサインは、これらの翻訳に関する全ての権利を有するものとし、パートナーは、翻訳に関して有する一切の権利をグローバルサインに譲渡するものとする。パートナーは、翻訳及びその複製物にグローバルサインの著作権表示を無償で記載するものとする。パートナーは、グローバルサインからの要請があった場合、翻訳文書の写しを提供し、合理的な修正依頼があった場合には、自己の費用負担で修正を行うものとする。

12. 補償

12.1 パートナーは、(i) パートナーが顧客の承認なしに、明示的な権限の範囲を超えて、又は顧客の指示に反して、顧客のアカウントにアクセスし、又はそれを使用したと顧客が主張する請求、(ii) パートナーによる本契約の違反、又は(iii) パートナーがサービスプロバイダである場合、顧客又はサブリセラーを含む第三者がパートナーを通じてサービス又は製品を購入又は利用することに起因する請求の何れかに起因又は関連し、第三者からグローバルサインに対して起こされた請求、要求又は訴訟によって生じる如何なる費用、損失又は損害に対しても、自らの負担でこれらを解決又は防御し、グローバルサインに補償し、損害を与えないものとする。

12.2 補償を求める当事者（以下「被補償当事者」という）は、補償可能な請求について、補償を提供する当事者（以下「補償当事者」という）に速やかに書面にて通知することに同意するものとする。補償当事者は、補償可能な請求に係る防御及び和解を管理するものとする。被補償当事者は、係る請求の調査、裁判、弁護、和解及びそこから生じる上訴において、補償当事者及びその弁護士と合理的な範囲で協力するものとする。被補償当事者は、自己の費用及び経費で、弁護士を通じて、又はその他の方法で、係る請求の内容となる裁判、弁護活動及び和解並びにそこから生じる上訴の調査に参加することができるものとする。

13. 責任の制限

本約款又は本サービス若しくは本製品の利用若しくは利用不能に起因するあらゆる請求について、グローバルサイン、その関連企業並びにそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員及び代理人がパートナーに対して負う責任の総額は、如何なる場合も、その請求の原因となった事実の直前の 1 年間に、製品パックに対してパートナーが支払った価格の総額を超えないものとする。

14. 損害賠償の制限

グローバルサイン、その関連企業、並びにそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員及び代理人は、如何なる場合においても、本約款に関連する、本サービス又は製品の利用又は利用不能から生じる利益又は収益の損失、データの損傷又は喪失を含むがこれに限定されない特別損害、結果損害、偶発損害又は間接損害について、グローバルサインが係る損害発生の可能性を知らされていたか否かに問わらず、パートナー又は第三者に対して責任を負わないものとする。

15. 準拠法及び管轄権

(i) 本約款の解釈、施行及び不法行為による請求を含む本約款に関連する全ての事項、請求又は紛争に適用される法律、及び (ii) 全ての事項、請求又は紛争について専属管轄権を有する裁判所は、以下の表に記載されるとおりとする。

請求対象となる法人	準拠法	管轄裁判所
GMO グローバルサイン株式会社	日本	日本 東京地方裁判所
GMO GlobalSign China Co., Ltd.	中国	中国 上海
GMO GlobalSign Ltd.	イギリス・ウェールズ	イギリス ロンドン
GlobalSign NV	ベルギー	ルーベン、ベルギー
GMO GlobalSign, Inc. (US)	米国ニューハンプシャー州	米国 ニューハンプシャー州 州立裁判所及び連邦裁判所
GMO GlobalSign Pte. Ltd	シンガポール	シンガポール
GMO GlobalSign Inc.	フィリピン	フィリピン マカティ市
GMO GlobalSign Certificate Services Pvt. Ltd	インドの法令	インド デリー
GMO GlobalSign Russia LLC	ロシア連邦の法令	モスクワ、ロシア
GMO GlobalSign Solutions in Technology S/A	ブラジル	ブラジル ベロオリゾンテ
GMO GlobalSign FZ LLC	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦 ドバイ

16. その他

16.1 不可抗力

何れの当事者も、本約款に基づく義務の不履行又は履行遅滞が、政府機関の行為若しくは措置、戦争、暴動、妨害破壊行為、通商禁止、流行病、火災、洪水、ストライキその他の輸送の中止若しくは遅滞、通信若しくは第三者サービスの中止若しくは遅滞を含むがこれに限定されない当事者の合理的な制御の及ばない状況（以下「不可抗力事由」という）による場合には責任を負わないものとする。但し、不可抗力事由に見舞われた当事者が 30 日以内にその事象を解決できない場合、他方の当事者は本約款を終了することができます。

16.2 通知

通知は、本約款に別段の定めがない限り、書面によるものとし、以下の方法によることができる。

(i)手渡し、普通郵便又は宅配便

グローバルサイン：グローバルサインの住所

パートナー：注文概要に記載された住所

(ii)電子メール

グローバルサイン：legal@globalsign.com

パートナー：パートナーアカウントに登録された主たる連絡担当者

通知は、営業日の営業時間内に受領した場合は、実際に受領した日の営業終了時に有効となり、それ以外の場合は、翌営業日の営業終了時に有効となるものとする。当事者は、本約款に従って通知することにより、この連絡先情報を変更することができる。

16.3 譲渡

本約款に別段の定めがある場合を除き、本約款は、本約款に基づく契約当事者の承継人、執行者、相続人、代理人、管理人及び譲受人を拘束し、その利益はこれらの者に帰属するものとする。本約款に基づく契約は、グローバルサインによる書面でされた事前の同意がない限り、パートナーによって譲渡されることはないものとする。この事前の同意のない譲渡は無効であり、何らの効果も有さないものであって、グローバルサインが本約款に基づく契約を終了する解除事由となり得るものとする。

16.4 分離条項

本約款の何れかの条項が裁判所によって無効と判断された場合、その範囲において、当該無効と判断された条項は削除され、本約款の残りの条項は影響を受けないものとする。当事者は、本約款の法的効力を有さないと判断された規定を、元の規定の意図に可能な限り近い形で法的効力を有する規定に置き換えるよう、誠実に努力するものとする。

16.5 権利放棄

本約款に基づく如何なる権利放棄も、書面で規定され、当該権利放棄の意思表示を求められる当事者によって正式になされない限り、無効又は拘束力を有しないものとする。係る権利放棄は、そこに記載された特定の事項についてのみ権利放棄を構成するものとし、他の点又は他の如何なる時点においても、係る権利放棄を認める当事者の権利を損なうことは一切ないものとする。

16.6 当事者間の関係

本約款に基づく契約の当事者は独立した契約当事者であり、本約款の如何なる条項も、グローバルサインとパートナーとの間にジョイントベンチャー、パートナーシップ、代理関係、フランチャイズ又はビジネス機会を創出するものとはみなされず、又はそのように解釈されることもないものとする。何れの当事者も、本約款に基づいて、相手方を代表して明示的又は黙示的に行動したり、義務を負わせたりする権利、権限又は能力を有しない。

17. 完全合意

本約款及び参照により組み込まれる文書は、当事者間の完全な合意を定め、Atlas Discovery 利用規約を含むがこれに限定されない、その主題に関する事前の書面又は口頭による合意又は了解に優先する。該当

する本約款（注文概要を含む）、利用約款、CPS 及び TPS の条件は、他の文書に含まれる如何なる条件にも優先し、パートナーが発行する注文書その他の文書に含まれるパートナーの一般条件を明示的に排除する。注文概要、本約款、利用約款、CPS、TPS の条件とパートナーが発行する注文書その他の文書の条件が矛盾する場合、優先順位は、注文概要、本約款、利用約款、CPS、TPS の順になるものとする。

18. 改定

グローバルサインは、CPS、TPS 又は利用約款を改定することができる。その際、グローバルサインは、ポータル若しくはグローバルサインのウェブサイトに改定版を掲載することにより、又は第 16 条 2 項（通知）に記載された手段で、重要な変更点を通知するものとする。

19. 言語

本約款は英語で起草されている。本約款や本約款に関連する通知その他文書について矛盾がある場合、英語版が優先されるものとする。

20. 第三者の受益者

本約款は、本約款に基づく契約の当事者並びにそれぞれの許可された承継人及び譲受人にのみ利益を与え、本約款の如何なる部分も、明示又は黙示を問わず、本約款の下で又は本約款を理由として、如何なる性質の法的又は公平な権利、利益又は救済を他の人物に与えるものではない。

21. 反社会的勢力の排除

21.1 各当事者は、現在及び将来にわたって、自己及び自己の取締役、監査役、執行役員その他の業務執行について重要な地位にある者が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力でないことを表明し、保証するものとする。

20.2 各当事者は、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとする。

20.3 各当事者は、相手方が本条第 1 項又は第 2 項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとする。

20.4 前項による解除によって、解除者の被解除者に対する損害賠償請求権は何ら妨げられないものとし、被解除者に損害、損失又は費用が発生した場合でも、解除者は何らの責任を負わないものとする。

別紙

サービスプロバイダ向けパートナー特別条件

パートナーがサービスプロバイダである場合、以下のサービスプロバイダ向けパートナー特別条件（以下「本条件」という）が適用される。加えて、サービスプロバイダがそのサービスプロバイダ顧客をサポートするために使用する該当サービスのサービス詳細も適用される。

1. 定義

ACME MAC キー：サービスプロバイダの ACME アカウントと Atlas アカウント間の ACME の外部アカウントバインディングに使用される認証コードをいう。

API クレデンシャル：サービスプロバイダとサービスプロバイダ顧客がサービスにアクセスするために使用する API キーとシークレットで構成される認証方法をいう。

アプリケーション（アプリ）：モバイルデバイス（スマートフォン等）向けに設計されたアプリケーションをいう。アプリには、サービスプロバイダが本サービスへアクセスしたり、第三者製品との統合を可能にしたりするために、グローバルサインが提供するインテグレーション又はコネクタが含まれる。アプリは、別の利用規約の対象となる場合がある。

身分証明書：現地の国又は地方公共団体から発行された物理的又は電子的な身分証明書、パスポート、国民 ID カードその他公的な身分証明書で同一性に対する信頼性が同水準のものをいう。

個人：自然人を意味する。

mTLS 証明書：サービスプロバイダがアプリケーションをサービス API を用いて直接統合する場合に、サービスとの相互認証又は双方向認証に使用される証明書をいう。

企業実在認証(OV)証明書 ID：グローバルサインが CPS に記載の通りに組織識別情報を認証した特定の組織に、証明書の申請及び発行が限定される、事前に承認された証明書 ID をいう。

サービス API：本特別条件に基づきグローバルサインが提供する、サービスとサービスプロバイダの内部システムとの統合を促進するアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）をいう。

署名者：自然人であればサブジェクトとして、法人であればサブジェクトの代理として署名を申請する個人をいう。

サービスプロバイダ顧客：サービスプロバイダが提供するインターフェースを通じてサービスを利用している、又は証明書ライフサイクル管理機能をサービスプロバイダに委託しているサービスプロバイダの顧客をいう。

第三者製品：本サービスに特徴や機能を追加し、相互運用性や統合をサポートする目的で、第三者によって本サービスの一部として、又は本サービスに関連して、あるいは本サービスと共に使用するために提供される、個別にダウンロード又はアクセス可能なプラグイン又はアプリケーションをいう。

2. ライセンス

本約款第2条（ライセンス、ポータルの使用）で付与された権利に加え、適用されるサービス詳細に従い、グローバルサインはサービスプロバイダに対し、サービスプロバイダが提供するインターフェースを通じてサービスプロバイダ顧客にサービスを提供する権利又はサービスプロバイダ顧客の証明書ライフサイクル管理機能を外部提供者として代行する権利を付与する。

グローバルサインは、サービスプロバイダに対して、本契約期間中、非独占的で、譲渡不可能であって、サブライセンスできず、取消可能なライセンスを付与し、サービスプロバイダがサービスAPIを使用し、呼び出しを行うことを許可するものとする。ただし、その使用目的は、サービスプロバイダがサービスプロバイダ顧客の利益のため、又はサービスプロバイダ自身の利用のためにサービスを利用するに限定される。

これらのパートナー特別条件に定められている特定の使用制限に加えて、グローバルサインは、サービスの濫用又は過度な負荷を防ぐために、合理的な使用の範囲を定め、これを実施することができる。

3. 第三者製品

本サービスに関連して、グローバルサインはサービスプロバイダの便宜を図るために第三者製品を利用できるようにし、又はそれへのアクセスを可能にすることがある。サービスプロバイダによる第三者製品の使用は、当該第三者製品に適用される別の規約（当該第三者製品の提供者によるライセンス条件等）の対象となる場合がある。本サービスとの相互運用のために、サービスプロバイダが第三者製品をインストール若しくは有効化し、又はグローバルサインにインストール若しくは有効化をするよう指示若しくは何らかの方法で許可し、その連携により第三者がサービス認証情報を含むがこれに限定されないサービスプロバイダの機密情報にアクセスすることになる場合、サービスプロバイダは、相互運用のために必要な範囲で第三者がサービスプロバイダ顧客の機密情報にアクセスすることを許可する権限をグローバルサインに与えるものとする。サービスプロバイダは、(i) 当該機密情報の第三者への開示又は第三者による使用、又は(ii) 第三者製品の使用、相互運用性又は利用可能性について、グローバルサインがサービスプロバイダに対して一切の責任又は義務を負わないことに同意するものとする。

4. アカウント設定

該当する場合、サービスプロバイダは、グローバルサインがサービスプロバイダのアカウントでサービスプロバイダ顧客の企業実在認証（OV）証明書IDを作成するために必要な認証手続きを行う前に、サ

サービスプロバイダ顧客が記入すべきアカウント設定書類を提供できるよう、各サービスプロバイダ顧客の連絡先情報をグローバルサインに提供しなければならない。

5. 利用者情報

サービスプロバイダは、利用者によって提供された全ての情報及び表明が真実であることを保証する。

6. 補償

本約款第12条2項の規定に従い、第三者がサービスプロバイダに対して提起した、本約款で許可されたサービスプロバイダによる本サービスの利用が、第三者の著作権、商標権、営業秘密、特許権その他の知的財産権を侵害していると主張する請求、要求又は訴訟から生じる如何なる費用、損失又は損害に対しても、グローバルサインの負担で解決又は防御を行い、サービスプロバイダに補償し、損害を与えないものとする。

サービスが、侵害に関する請求若しくは訴訟の対象となる場合、又はその可能性があるとグローバルサインが単独で判断した場合、グローバルサインは、(a) サービスプロバイダが本条件に基づきサービスを継続して使用できるように、サービスプロバイダの負担なく、その権利を取得すること、(b) サービスの重要な機能及び性能を損なうことなく、サービスを非侵害的なものに修正すること、又は(c) 上記の代替案がグローバルサインにとって合理的に利用できない場合、本契約を終了することの何れかを行うことができる。グローバルサインの補償義務は、(i) サービスプロバイダ自身又はその代理によってサービスに加えられた変更、又は(ii) 第三者製品を含むグローバルサインが提供していない製品とのサービスの組み合せに基づく、又はそれに起因する侵害の訴訟若しくは請求には適用されない。

本約款第8条に加えて、本契約の終了又は満了時には、(1) サービスプロバイダ及びそのサービスプロバイダ顧客は、該当するサービスの使用を中止し、かつ(2) サービスプロバイダが有効性検証サービスの継続を希望し、該当する年間ホスティング料金を支払わない限り、グローバルサインは、サービスプロバイダのプライベートルートCA及び中間CAに対する有効性検証サービス(OCSP又はCRL)の提供を停止し、全ての証明書及び発行CAを直ちに失効させる。

別紙

サービスプロバイダ向けパートナー特別条件に関するサービス詳細

(電子印鑑ソリューション DSS、DSS による適格トラストシール及びタイムスタンプ)

本サービス詳細は、パートナーがサービスプロバイダであり、かつ注文概要に記載された、電子印鑑ソリューション DSS (以下「DSS」という)、DSS による適格トラストシール又はタイムスタンプを購入する場合にのみ適用される。

1. 定義

AATL 技術要件 : Adobe Approved Trust List Technical Requirements (以下「AATL 技術要件」という) のバージョンは、https://helpx.adobe.com/content/dam/help/en/acrobat/kb/approved-trust-list2/_jcr_content/main-pars/download-section/download-1/aatl_technical_requirements_v2.0.pdf で入手可能であり、隨時更新される。

AATL タイムスタンプ : AATL の CA が発行する、RFC3161 に準拠したグローバルサインのタイムスタンプをいう。

Adobe Approved Trust List (AATL) : 文書署名用証明書に関し、Adobe PDF Reader version 9.0 より搭載されている、Adobe Root CA Policy Authority によって作成された、CA のトラストストアをいう。

先進 e シール : eIDAS 規則第 36 条に定める要件を満たす e シール。

デジタル署名 : 電子形式のデータであって、他のデータの出所と完全性を確保するために、電子形式の当該他のデータに添付されるか、又は論理的に関連付けられるものであって、かつ個人によって利用されるものをいう。デジタル署名は、証明書を使用して文書に署名する電子署名の一種である。DSS は個人の社外 ID (オンライン購入による) と個人の社内 ID の 2 つの形式に対応する。

e シール : 電子形式のデータであって、他のデータの出所及び完全性を確保するために、電子形式で当該他のデータに添付されているか、又はそれと論理的に関連付けられているものであり、かつ法人 (企業又は組織) の名称で適用されるもの。

電子署名 : 文書に添付され、又は文書と論理的に関連付けられる電子的な音、記号又は処理であって、文書に署名する意思をもった個人によって用いられるものをいう。

ID ソース : 以下の何れかをいう。(i) 身分証明書、(ii) 身分証明書に基づき個人の身元を検証した適切な

公証人又は信頼される第三者からの証明書の写し、又は (iii) 安全なビデオ通信を使用して個人の身元を検証したビデオ記録の写し。

本人確認プロセス：設定、ID ソース、セキュリティ手順その他実施内容を含む、サービスプロバイダ顧客が個人の身元を確認するために使用する方法をいう。本人確認プロセスは、AATL 技術要件に準拠する必要がある。

個人の社内 ID：サービスプロバイダ顧客の企業実在認証 (OV) 証明書 ID に属する従業員又は請負人の個人 ID をいう。

適格 e シール証明書：eIDAS 規則の付属書IIIに定める要件を満たす e シール証明書。

適格タイムスタンプ：eIDAS 規制の要件を満たす、RFC3161 に準拠したタイムスタンプをいう。

適格トラストシール (QT シール)：適格 e シール証明書に基づく先進 e シールをいう。

セイコーライフタイムスタンプ：日本政府が認定し、セイコーソリューションズ株式会社が提供する RFC3161 に準拠したタイムスタンプをいう。

署名：電子署名又は e シールをいう。

信頼される第三者：グローバルサインが認証した第三者で、AATL 技術要件の下でサービスプロバイダ顧客が本人確認プロセスに使用する安全なプロセスを有する者をいう。

2. 製品紹介

2.1 電子印鑑ソリューション DSS

DSS を利用するためには、サービスプロバイダは、(i) サービスプロバイダ顧客の OV 証明書 ID を作成するためにグローバルサインが検証するのに必要なサービスプロバイダ顧客の組織識別情報を提出し、(ii) 製品パックを購入し、かつ(iii) サービスプロバイダが DSS API に直接アプリケーションを統合する場合は mTLS 証明書を登録する必要がある。別途、サービスプロバイダ顧客はグローバルサインから提供される利用開始時の同意書に同意しなければならない。DSS では、(a) 個人の社内 ID に対する署名、(b) 個人の社外 ID に対する署名（オンライン購入による）、及び(c) e シールの 3 つの署名設定オプションが利用可能である。

デジタル署名のための証明書の使用は、業界標準及び AATL の技術要件に準拠する必要がある。グローバルサインは、AATL 技術要件に準拠するために、サービスプロバイダ顧客の本人確認プロセスの変更を要求する権利、又はその承認を取り消す権利を有する。サービスプロバイダは、グローバルサインからの要求があった場合、サービスプロバイダ顧客が要求された変更を速やかに実施するか、DSS の使用を

直ちに中止するよう求めなければならない。

2.2 DSS による適格トラストシール

DSS による適格トラストシールを使用するためには、サービスプロバイダは、(i) OV 証明書 ID を作成するにあたり、グローバルサインの認証に必要な各サービスプロバイダ顧客の組織 ID 情報を提出し、(ii) 適格トラストシール製品パックを購入し、(iii) サービスプロバイダがアプリケーションを DSS API に直接統合する場合は、mTLS 証明書の登録をしなければならない。

2.3 タイムスタンプ

グローバルサインは AATL、セイコー及び適格タイムスタンプの 3 種類のタイムスタンプを提供する。DSS 又は適格トラストシール製品パックには、製品パックで購入した署名又は適格トラストシール（該当する場合）の数量の 2 倍のタイムスタンプが含まれている。追加のタイムスタンプは、DSS 製品パック又は適格トラストシール製品パックと一緒に購入することができる。

2.4 適格タイムスタンプ

製品パックが適格タイムスタンプを含む場合、グローバルサインは TPS、CP/CPS 及び eIDAS 規制の関連規定を含むその他の関連する運用指針及び手順に従って運用するものとする。

3. 使用制限

サービスプロバイダは、(i) 1 秒間に 5 つを超える署名、(ii) 5 秒間に 5 つを超える個人 ID 又は e シールの作成、又は(iii) 5 秒間に 1 つを超える適格トラストシールの作成を要求してはならない。サービスプロバイダがレート制限を超えた場合、グローバルサインは定義されたレートへのアクセスを制限し、過度の使用又は乱用があった場合、当該違反を理由に本サービス詳細を終了することができる。

サービスプロバイダは、製品パックで購入したタイムスタンプの数以上のタイムスタンプを要求することはできない。サービスプロバイダは、1 秒あたり 5 個の AATL 若しくは適格タイムスタンプ又は 1 秒あたり 1 個のセイコータイムスタンプを超えるタイムスタンプを要求してはならない。サービスプロバイダ又はサービスプロバイダ顧客は、グローバルサインが提供する URL を使用して、文書又はコードにタイムスタンプを適用する責任を負うものとする。サービスプロバイダは、URL の機密性を保持しなければならず、サービスプロバイダ顧客以外の第三者と共有してはならない。

4. サービスプロバイダの DSS 及び DSS による適格トラストシールに関する義務

4.1 サービスプロバイダ顧客がグローバルサインパブリックルートに連結された証明書階層を使用する場合、証明書及びサービスは CPS に従って提供されるものとする。

4.2 以下の義務は、DSS 及び DSS による適格トラストシールに適用される。但し、第 4 条 2 項(d)、(e) 及び(f)は DSS による適格トラストシールには適用されない。

サービスプロバイダは以下を行わなければならない。(a) 全ての鍵の有効化及び鍵ペアが署名者によって管理され、秘密鍵へのアクセスが二要素認証（2FA）の過程に基づくことを保証すること、(b) 登録要求で提供された情報が完全かつ正確であることを保証すること、(c) DSS API 若しくはソフトウェア開発キット（SDK）を使用し、又はサービスプロバイダ独自のドキュメントワークフローの統合用に DSS を設定して、サービスプロバイダのドキュメント管理システムに電子署名されたハッシュとタイムスタンプを展開又は統合することに単独の責任を負うこと、(d) グローバルサインが適時要求する AATL 技術要件に準拠していることを証明する書面を提出すること、(e) 証明書要求を承認する前に、情報が正しいことを利用者に確認すること、及び(f) 証明書要求に関する情報に変更があった場合に証明書の失効を要求すること。

4.3 以下の義務は DSS にのみ適用される。

サービスプロバイダ顧客が個人の内部識別情報を用いた署名を要求する場合、サービスプロバイダは、サービスプロバイダ顧客が、(a) 利用者の署名要求毎に、対面での検証によって個人識別情報を確認し、正確な識別情報を提出し、(b) 証明書及び署名を要求するためにサービスプロバイダ顧客が提出した個人識別情報が、要求に同意したサービスプロバイダ顧客の現在の従業員又は請負人のものであることを確認し、かつ(c) 本人確認プロセスの記録を作成し保管することを保証しなければならない。

4.4 サービスプロバイダ顧客が文書に e シールを適用する場合、サービスプロバイダは、サービスプロバイダ顧客が、(a) サービスプロバイダ顧客の実際の部署名でのみ要求し、(b) 個人名で要求せず、(c) 不正確な要求や誤解を招くような要求をせず、かつ(d) サブジェクトに適用される利用約款の条項に同意することを保証しなければならない。

5. 終了

本約款第 7 条 1 項の解除権に加え、(i) DSS については Adobe が中止した場合又はグローバルサインが AATL プログラムのメンバーでなくなった場合、又は(ii) DSS による適格トラストシールについては、eIDAS 規則が中止された場合又はグローバルサインが eIDAS トラストリストのメンバーでなくなった場合、本サービス詳細はグローバルサインによって終了されることがある。サービスプロバイダが AATL 技術要件に準拠しないこと、又は本サービス詳細の第 4 条（サービスプロバイダの DSS 及び DSS による適格トラストシールに関する義務、該当する場合）に違反することは、本約款の重大な違反とみなされる。

別紙

サービスプロバイダ向けパートナー特別条件に関する証明書サービス詳細

本サービス詳細は、パートナーがサービスプロバイダであり、かつ注文概要に記載された証明書を購入する場合にのみ適用される。

1. 定義

ACME アカウント：サービスプロバイダが、ACME サービスを提供する ACME CA サーバに公開鍵を登録する際に作成されるアカウントをいう。

ACME サービス：ACME プロトコルを用いて証明書の自動発行及び失効をサポートするサービスをいう。

証明書 API：以下のサイトで入手可能な Atlas Certificate Management API Specification に記載されているサービス API をいい、グローバルサインによって隨時更新される。

<https://support.globalsign.com/atlas/tls/atlas-certificate-management-api>

エンタープライズ RA(ERA)：組織内のサブジェクトに対する証明書申請を検証する組織をいう。

グローバルサインパブリックルート：アプリケーションソフトウェアベンダー/ブラウザの 1 つ以上のルートストアに組み込まれ、毎年 WebTrust の監査を受けるグローバルサインの公的に信頼されたルート証明書のこと。グローバルサインパブリックルートは CPS に記載されている。

プライベート証明書：パブリックに信頼されていない証明書をいう。

パブリックに信頼される証明書：広く普及するアプリケーションソフトウェアに搭載されるルート CA 証明書にチェーンされている事実をもって信頼を享受する証明書をいう。

SSL サブスクリプション上限：注文概要に記載される、サービスプロバイダが発行できる全ての有効な証明書の一意の SAN 上限数をいう。

SSL サブスクリプション期間：注文概要に記載される製品期間開始日を起点とする月単位の期間をいう。

ワイルドカード SAN 乗数：サービスプロバイダが注文概要に記載されたワイルドカード SAN を使用する場合、サービスプロバイダの SSL サブスクリプション上限から差し引かれる SAN の数を意味する。各ワイルドカード SAN は、SSL サブスクリプション内で複数の SAN としてカウントされる。

2. 本サービス

グローバルサインは、サービスプロバイダが自身の利用及びサービスプロバイダ顧客の支援のために、CPS に規定された目的のために証明書を発行できるよう、グローバルサインの Atlas プラットフォーム上の本サービスへのアクセスをサービスプロバイダに提供する。本サービスは、購入した製品に応じて、パブリックに信頼される証明書及び/又はプライベート証明書の発行及び管理を行うことができる。サービスプロバイダは、証明書 API 又は ACME サービスを使用することによって、証明書を要求し、管理することができる。利用可能な特定の証明書のライフサイクル管理機能は、サービスプロバイダが選択した方法によって異なる。

証明書 API 又は ACME サービスの使用により、サービスプロバイダは、(a) これらの方でサポートされるオプションの何れかを使用してドメインの検証を行い、(b) 証明書を要求、受領又は失効し、又は(c) これらの方でサポートされるその他のクエリやアクションを実行することができる。

サービスプロバイダ顧客がパブリックに信頼される証明書を要求する場合、証明書及びサービスは、本約款で参照されることにより組み込まれる CPS に従って提供される。サービスプロバイダは、本約款において利用者（申請者）と見なされ、従業員及び契約者を含むがそれらに限定されないパートナー及び全てのサブジェクトが、利用約款の条項を遵守することを保証しなければならない。

3. 本製品

サービスプロバイダが別途指示しない限り、グローバルサインは、Google Chromium Certificate Transparency Policy による信頼性を確保するために必要なものとして、パブリックに信頼される TLS 証明書を Certificate Transparency (CT) logs に公開する。

3.1 ドメインの有効性確認

パブリックに信頼される証明書について、サービスプロバイダは、証明書 API 又は ACME サービス（該当する場合）及び CPS に従って、ドメイン名の管理を確認するものとする。

3.2 企業の実在認証

OV 証明書 ID を含むパブリックに信頼される証明書について、グローバルサインは、サービスプロバイダの OV 証明書 ID を作成するため、選択した製品に適用される企業実在認証のルールに従い、サービスプロバイダがポータルでグローバルサインに提供した企業情報を検証するものとする。

3.3 IntranetSSL 証明書

IntranetSSL 証明書は、1 つ又は複数の FQDN を保護するために、サービスプロバイダ顧客の内部使用に限定して発行されるプライベートに信頼される証明書である。

3.4 SSL サブスクリプション

SSL サブスクリプション期間中、サービスプロバイダは、注文概要に記載された SAN ライセンス数（ワイルドカード SAN 乗数を含む）を上限として、SAN 及びワイルドカード SAN を含む証明書を発行する

ことができる。サービスプロバイダは、日割りで追加の SAN ライセンスを購入することにより、SSL サブスクリプション上限を増やすことができる。サービスプロバイダが SSL サブスクリプションを更新しない場合、グローバルサインは、SSL サブスクリプション期間の終了 3 ヶ月後に、有効な証明書を失効させることができる。

3.5 S/MIME 証明書

サービスプロバイダは、証明書 API 又は ACME サービス（該当する場合）及び CPS に従い、申請された電子メールドメインを承認又は管理しているか、又はメールボックス保有者が申請されたメールボックスアドレスを管理しているかを確認しなければならない。

サービスプロバイダは、注文した製品に応じて、以下の S/MIME 証明書の種類を申請することができる。

(a) Mailbox validated : 電子メールアドレスのみを含む証明書、(b) Organization validated : 法人向け証明書、(c) Sponsor validated : 法人に所属する個人向け証明書。

4. サービスプロバイダの義務

4.1 管理者ロール

サービスプロバイダは、サービスプロバイダを代表して証明書申請を検証する管理者を任命しなければならない。この役割の権限及び割当ては、サービスプロバイダ又はグローバルサインによって取り消されるまで存続する。

4.2 S/MIME 証明書

Sponsor validated 証明書に対する証明書申請については、サービスプロバイダ顧客は以下のことを行う。

(a) エンタープライズ RA として行動し、CPS の Appendix A に概説されるエンタープライズ RA の要件に準拠しなければならない。(b) 個人情報（個人名又は仮名を意味する）を収集し、検証しなければならない。(c) 組織内の個人向け証明書のみ申請することができる。

サービスプロバイダが本サービスを自己利用する場合、サービスプロバイダはサービスプロバイダ顧客に適用される義務にも従わなければならない。

サービスプロバイダが本第 4 条 2 項に違反した場合、本約款の重大な違反とみなされる。

5. サービスプロバイダ顧客アカウントの管理

サービスプロバイダは、サービスプロバイダ顧客アカウントにつき、サービスプロバイダ顧客を代表してサービスプロバイダ顧客の OV 証明書 ID を設定及び管理し、サービスプロバイダ顧客の OV 証明書 ID の管理者としての役割を果たすことができる。サービスプロバイダは、サービスプロバイダ顧客が認証したドメインがサービスプロバイダ顧客の OV 証明書 ID に追加されている場合にのみ、サービスプロバイダ顧客の OV 証明書 ID から証明書を要求することができる。サービスプロバイダは、サービスプロバイダ顧客が明確に許可した場合にのみ、ドメインをサービスプロバイダのアカウントに追加するよう要求するものとする。

サービスプロバイダがサービスプロバイダ顧客のアカウントの代理人として行動することを希望する各サービスプロバイダ顧客について、サービスプロバイダは、グローバルサインが提供する形式で、サービスプロバイダ顧客が署名した委任状をグローバルサインに提出するものとする。サービスプロバイダから各委任状を受け取った後、グローバルサインは、サービスプロバイダ顧客を代表して委任状に署名する署名者の権限及び署名者の署名の真正性を検証する。サービスプロバイダは、本サービス詳細と委任状におけるサービスプロバイダ顧客に適用される義務をサービスプロバイダ顧客が遵守することを保証する責任を負う。

サービスプロバイダ顧客がサービスプロバイダの顧客でなくなった場合、又はサービスプロバイダが、サービスプロバイダ顧客の該当するアカウントに対する証明書ライフサイクル管理機能の外部提供者として行動することへの承認をサービスプロバイダ顧客が取り消した場合、サービスプロバイダは直ちにグローバルサインに書面で通知しなければならない。グローバルサインは、(i) サービスプロバイダ顧客又はサービスプロバイダからの書面による要求を受け取った場合、又は(ii) グローバルサインが上記のように委任状を検証できない場合、サービスプロバイダ顧客のアカウントを無効化する。サービスプロバイダは、サービスプロバイダ顧客のアカウント又はドメインの作成若しくは管理又は関連する証明書の発行若しくは管理に関連して、サービスプロバイダの作為又は不作為に起因する全ての請求、要求、責任、損失、費用、損害又は費用（合理的な弁護士費用を含む）について、グローバルサイン、その関連会社、その譲渡先、代理人、役員及び従業員を免責するものとする。

6. 監査権

グローバルサインは製品期間中及び製品期間の終了又は満了後10年間、合理的な通知を受けた場合に、第4条2項（S/MIME証明書）に基づくサービスプロバイダの義務の遵守を監査する権利を有する。各監査に関して、サービスプロバイダはグローバルサイン、その監査人その他アドバイザー及び規制当局（以下「監査人等」という）に対して、あらゆる合理的な協力、アクセス及び支援を提供する。グローバルサインによる要求から5日以内に、サービスプロバイダは要求された情報を提供するものとする。サービスプロバイダは、適用されるデータプライバシー法を遵守するために必要な場合、編集又は抜粋された記録を提供することができる。監査によりサービスプロバイダが第4条2項に違反していることが判明した場合、グローバルサインは、サービスプロバイダがグローバルサインの合理的な満足を得るまで非遵守を是正し、グローバルサインがサービスプロバイダのサービス利用を再開できることを確認するまで、サービスプロバイダのサービス利用を停止する権利を有するものとする。

V.1.0 : 2026年1月9日制定